

建築物省エネ法における軽微な変更

軽微な変更 B

一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前のエネルギー消費性能が基準値より1割以上高い建築物について、変更後の各設備のエネルギー消費性能の低下が1割以内に収まるものとして以下に該当する変更

○空気調和設備

次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁、屋根、外気に接する床もしくは窓の平均熱貫流率もしくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない増加に限る)又は減少

(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

○機械換気設備

評価対象となる室用途毎に、次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」、「厨房」である場合のみ)

○照明設備

評価対象となる室用途毎に、下記の条件に該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

・単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

○給湯設備

評価対象となる湯の使用用途毎に、下記の条件に該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

・給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

○太陽光発電設備

次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

(ろ) パネルの方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更